

対カンボジア王国 国別援助方針

平成 24 年 4 月

1. 援助の意義

カンボジアは、内戦終結後、10 年以上に亘り平和、安定、発展を享受してきた。同国は人口約 1,400 万人（2009 年推計値）を有し、順調な経済成長と貧困削減を達成してきている。ただし、一人当たり GDP は 814 ドル（2010 年 IMF）であり、依然として ASEAN 地域で最も貧しい国の一つである。また、過去の内戦の影響により、国家建設に必要なほとんどすべての分野において人材不足が深刻である。他方、若年層（30 歳以下）が人口の半数以上を占め、豊富な労働力の源泉となる可能性があるなど、更なる成長の潜在性を有している。

我が国は、1991 年パリ和平合意以降、我が国初の PKO を派遣するなどカンボジアの復興・開発に積極的に関与し、同国は平和構築支援の成功例となっている。

また、我が国は ASEAN の統合と域内格差の是正を図っていく観点から、日メコン地域パートナーシップを重視しており、カンボジア及び地域全体に対する ODA を拡充する方針を表明。右方針に基づき実施しているハード・ソフトのインフラ開発や官民協力の促進、2008 年に発効した日カンボジア投資協定などにより、同国では日系企業が多数進出する製造業などの重要拠点としての基盤整備が進んでいる。

カンボジアにとって、我が国は 1992 年以降最大の援助パートナーである。同国は、我が国が重視する国際場裏の各種課題について、我が国を支持する立場を取っている。

2. 援助の基本方針（大目標）：着実かつ持続可能な経済成長と均衡の取れた発展

我が国は、カンボジア政府が掲げる「四辺形戦略¹」を基盤とする同国の開発目標達成を支援し、ASEAN が進める統合、連結性の強化、域内の格差是正を図るとともに、人間の安全保障および環境の持続可能性を確保する観点から、援助の重点分野を「経済基盤の強化」、「社会開発の促進」及び「ガバナンスの強化」の 3 分野とする。

3. 重点分野（中目標）

（1）経済基盤の強化

ア 経済インフラの整備

カンボジア国内及びメコン地域全体の経済発展を下支えするとともに、これを更に促進するため、地理的にメコン地域の中心に位置し、開発効果が高く経済活動の基軸となっている南部経済回廊を中心とした道路ネットワークの整備、もう一つの基軸であるシハヌークビル港周辺の整備、海外からの民間投資促進のため重要な要素である安定的な電力供給システムや情報通信基盤の整備、物流システム改善の支援に優先的に取り組む。その際には、地域統合への対応や民間投資の促進も念頭に置く。

イ 民間セクターの強化

投資及び貿易を促進するため、投資受入機関（カンボジア開発評議会）の機能強化及び産業人材育成の支援を行う。特に、今後拡大が予想される製造業で必要とされるエンジニアなどの技術系人材や中間管理職の育成に重点を置く。

ウ 農業・農村開発

カンボジアの主要産業であり、従事する人口割合が大きい農業セクターの振興及

¹ グッドガバナンスを中心的課題とし、農業分野の強化、インフラの復興と建設、民間セクター開発と雇用創出、能力構築と人材開発の四点を重点課題とした国家戦略。

び貧困農民の生計向上を図るため、主要作物であるコメの生産性と品質の向上を目指し、西部及び南部地域を中心に、灌漑施設の改修・整備、灌漑技術の能力向上、稲作技術の向上のための支援を行う。また、貧困農民の生計向上の観点から、営農の改善及び多様化への支援を行う。

(2) 社会開発の促進

ア 上下水道インフラの整備

我が国の上水道分野に対する支援により高い運営・技術レベルを持つに至ったプノンペン水道公社のノウハウを基にしつつ、安全な水へのアクセス向上を図るため、地方主要都市の上水道の整備を支援する。また、プノンペンにおける人口増加に伴う都市環境悪化に対応するため、下水道分野への支援も行う。

イ 保健医療の充実

我が国が継続して支援を行ってきた母子保健分野では、近年、乳幼児死亡率・妊産婦死亡率の改善が報告されているが、依然、周辺諸国の中で比較的高い状況であり、今後も母子保健分野を中心とした支援を保健システム強化の視点も含め行う。

ウ 教育の質の改善

初中等教育において、生徒の理論的・批判的思考や応用能力を高め、長期的視点から国の成長を支える人材を育成するため、我が国が高い知見を有する理数科教育を通じた小・中学校教員研修の質の改善に重点を置いた支援を行う。

エ 対人地雷除去

オタワ条約で定められた 2019 年までの地雷除去期限を遵守するよう、「2010-2019 年地雷対策国家戦略」の目標達成を支援する。なお、目標達成に必要な地雷処理事業の運営経費の確保について、カンボジア政府の一層の努力を求める。

(3) ガバナンスの強化

我が国が起草を支援した民法・民事訴訟法の普及・定着・適正な運用を図るため、関連法案の整備、司法関係者の能力強化について支援を行う。また、財政に関する透明性の向上、徴税能力の強化、地域統合への対応を促進するため、公共財政管理、国税及び関税分野の政策・制度改善・人材育成に資する支援を行う。

4. 留意事項²

(1) 2013 年の総選挙後に改訂される国家戦略開発計画 (NSDP) に従い、必要に応じ本方針の見直しを行う。

(2) カンボジアで活動する各援助供与国・機関、NGO などの開発パートナーとの調整及び役割分担について留意する。

(3) 「グリーン・メコンに向けた 10 年」イニシアティブに関する行動計画に基づき、環境と経済成長の両立、持続可能な開発及び気候変動対策の必要性に留意する。

(了)

別紙： 事業展開計画

² カンボジア国別評価報告書 (2006 年 3 月)

http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shiryo/hyouka/kunibetu/gai/cambodia/kn05_01_index.html